

障害者制度の利用について

【障害者総合支援法の居宅介護等】

1 利用要件

介護保険制度の対象となる 65 歳以上の者及び特定疾病（16 疾病）による 40 歳以上 65 歳未満の者については基本的に介護保険制度での訪問介護を優先して利用することとなります。そのため、介護保険支給限度基準額内で必要なサービス量が満たせない場合は、まず要介護度の区分変更を検討していただきます。区分変更が見込めない方等（要介護度 5 含む）で介護保険制度の訪問介護等のサービスを支給限度基準額まで受けていて、なお障害固有のニーズに基づくサービスが特に必要と認められる場合に限り、障害者制度の居宅介護等を利用することができます。

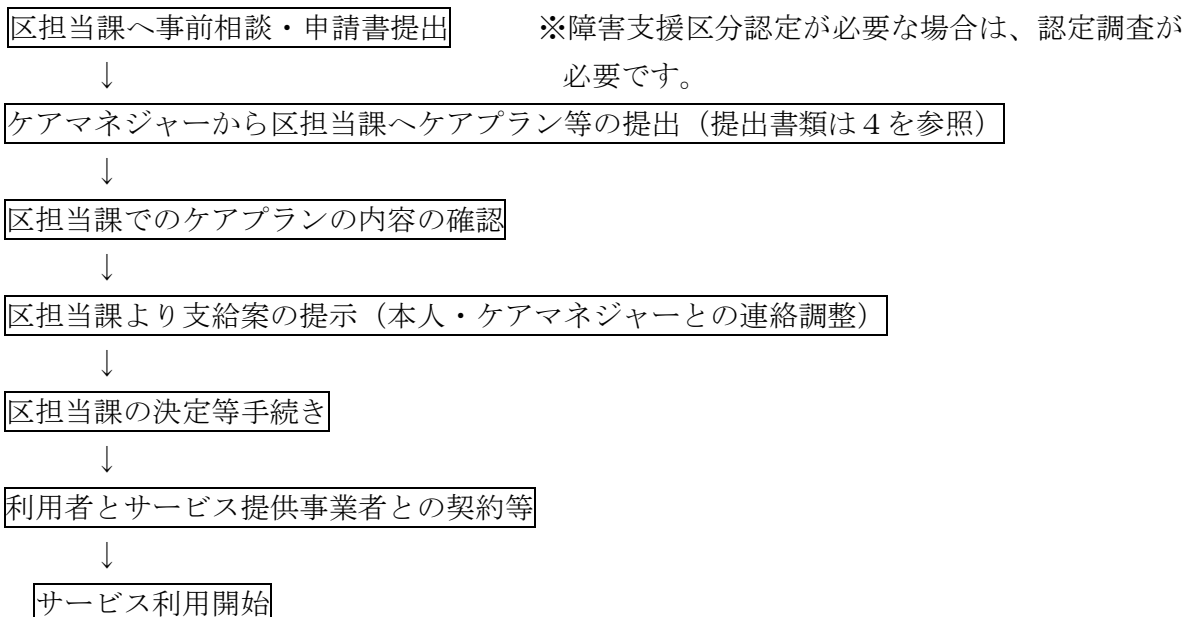
なお、同行援護、行動援護、移動支援については障害者制度固有のサービスのため、対象者要件を満たせば利用することができます。

【参考資料】障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について
(平成 19 年 3 月 28 日 障企発 0328002 号/障障発 0328002 号)

【障害固有のニーズとは】

障害に起因するもので（身体障害であれば身体障害者手帳の交付要件の障害）、日常生活上、継続的な支援を必要としていることを指します。主な対象者として、介護保険制度のサービスに比べてより濃密なサービスが必要であると認められる重度の脳性まひ者及び脊髄損傷者などの全身性障害者、コミュニケーション援助等固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者及び精神障害者については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険制度のみでは対応できない部分を障害者制度で充足します。

2 基本的な利用の流れ（要介護認定者の場合）



3 利用できるサービス（同行援護、行動援護、移動支援を除く）

(1) 要支援認定者・チェックリスト事業対象者

身体介護・家事援助の利用はできません。地域包括支援センターの保健師等による介護予防計画に基づいて必要とされるサービスは介護保険制度での対応となります。

通院等介助・通院等乗降介助については、介護保険制度では通院のニーズに対応しきれない場合かつ他に手段がない場合で、障害固有のニーズに基づくサービスが特に必要と認められる場合は利用できます。この場合、2の流れとは異なるので個別に区担当課へご相談ください。

(2) 要介護認定者

介護保険の訪問介護等のサービスを支給限度基準額まで受けていても、なお障害固有のニーズに基づくサービスが特に必要と認められる場合に限り、障害者制度の居宅介護での身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助を利用することができます。

4 作成・提出いただく書類

(1) 区高齢・障害支援課への提出書類一覧 ※個人情報のため取り扱いにはご注意ください。

- 障害者総合支援法ホームヘルプウィークリープラン（以下、「障害プラン」）
- 支給量計算シート（以下、「計算シート」）
- 居宅サービス計画書1～3
- サービス利用票・別表
- その他、区担当課より依頼された帳票等

(2) 障害プランと計算シート作成のお願い

介護保険制度と障害者制度の居宅介護の併用利用者については、曜日の関係等の理由で介護保険制度の支給限度基準額に不足が生じる場合を考慮し、障害者制度の居宅介護で対応するサービスや支給量計算を行う必要があります。

そのため、ケアマネジャーのみなさまには、ご利用にあたり障害プランと計算シートの作成をお願いします。障害プランには、利用者に必要なサービスをすべて記入し、区担当課へ提出してください。障害プランと計算シートの作成手順については、別紙をご覧ください。

(3) 作成手順・各種様式のダウンロード先

「横浜市ホームページ」の以下のページからダウンロードできます。

- ◎ 「障害福祉」 → 「障害福祉サービス一覧」 → 「在宅生活の支援」 → 「サービス」 → 「ホームヘルプサービス（居宅介護等事業）」

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/zaitaku/service/haken.html>)

※ 作成手順・様式については随時更新を行います。

5 支給量基準

障害福祉サービスの支給量（公費により助成する量）は、市町村が定めることとされているため、居宅介護等の支給量基準は障害支援区分ごとに横浜市で定めています。

支給量基準は支給量を一律に担保するものではなく、実際の支給量は必要なサービス量を精査して支給します。

支給量基準と照合するのは、上乗せ分の居宅介護の利用時間です。（介護保険制度の訪問介護、夜間対応型訪問介護の利用時間は含みません。）

介護保険制度の対象者であって障害福祉サービスの居宅介護を併用利用する方については、原則として支給量基準を超過することはできません。（介護保険制度の対象者となる前から障害福祉サービスを利用している方は除く。）

ただし、特段の事情がある場合は、個別に区担当課で必要性の確認を行います。

身体介護（時間/週）

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
3	3. 5	4	6	1 1	1 6

家事援助（時間/週）

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
3	3. 5	4	6	7	8

6 利用者向け案内

以下の冊紙をご活用ください。

- ・障害福祉のあんない ※「横浜市ホームページ」からダウンロードできます。

7 注意点

(1) 障害支援区分の認定

障害者制度の居宅介護等を利用するには、障害支援区分の認定が必要です。

詳しくは、区担当課へお問合せください。

(2) 利用開始日までの受給者証の発行

障害者制度の居宅介護等を利用するには、利用開始日までに支給決定を受けることが必要です。介護保険制度と異なり、申請日に遡って利用することはできませんのでご注意ください。

(3) 給付管理

曜日の関係や短期入院等の関係で結果として介護保険の単位数に余剰が生じた場合、介護保険の支給限度基準額を満たすだけのためにあえて単位数を調整する必要はありません。

（障害者制度居宅介護で提供したものを、後から介護保険制度訪問介護で請求することは適切ではありません。）

(4) サービス内容の違い

介護保険制度訪問介護と障害者制度の居宅介護等では、提供できるサービス内容に違いがあります。

介護保険制度と障害者制度のサービス内容の違いの一例

サービス提供内容	介護保険制度	障害者制度
通院の支援	身体介護 (場合により通院等乗降介助)	通院等介助・通院等乗降介助 (身体介護では提供不可)
利用者と一緒に行く 買い物・散歩	身体介護	移動支援等の外出サービス (身体介護では提供不可)

障害者制度の居宅介護の詳しい内容については、「横浜市障害者ヘルパー事業所『運営ガイド』」をご確認ください。

※「横浜市ホームページ」からダウンロードできます。

8 様式

(1) 障害者総合支援法ホームヘルプウィークリープラン

障害者総合支援法 ホームヘルプウィークリープラン												
<small>(障害者総合支援法第16条第1項第2号)</small> 対象者氏名: _____ 居宅介護支援事業者氏名: _____ 介護支援専門員氏名: _____												
日	ア			イ			ウ			エ		
時間	サービス	時間	サービス	時間	サービス	時間	サービス	時間	サービス	時間	サービス	
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
計												
計	障害者総合支援法で対応するサービス			障害者総合支援法で対応するサービス			障害者総合支援法で対応するサービス			障害者総合支援法で対応するサービス		

合計												
時間	サービス	時間	サービス	時間	サービス	時間	サービス	時間	サービス	時間	サービス	
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
～		～		～		～		～		～		
計												
計	障害者総合支援法で対応するサービス			障害者総合支援法で対応するサービス			障害者総合支援法で対応するサービス			障害者総合支援法で対応するサービス		

※「利用時間」欄には、身体介護・生活援助の業務のサービス提供時間を記入してください。(記入例 着0.6h/生0.6h)
 「障害者総合支援法で対応するサービス」欄には、障害サービス(居宅介護)で対応する一日の合計時間を記入してください。
 (記入例 着3h/生3h)

(2) 支給量計算シート

障害者総合支援法によるホームヘルプ(上乗せ分)の支給量計算手順		支給量計算シート				
(ア) 居宅サービス費区分支給標準額(月あたり)						
要介護1	16,425単位					
要介護2	19,616単位					
要介護3	26,931単位					
要介護4	30,806単位					
要介護5	36,045単位					
(イ) ウィークリープランにおけるサービスの標準位置(月)						
(A)	×	4(週)	+	合計したときに最大単位数となる連続する3日間	=	[手入力]
(ロ) 福祉用具貸与等(居宅サービス計画第3条の「標準額以外のサービス」)ただし、通常的に利用するサービスのみ						
サービス名		月当たり単位数		計		
					0	
(ハ) 地域密着型訪問介護(月単位分)						
サービス名		月当たり単位数		計		
					[手入力]	
1. すべてのサービスの合計単位数が、居宅サービス費区分支給標準額を上回っているか。						
(イ)+(ロ)+(ハ)	>	0	>	(ア)	0	[プルダウンメニュー]
2. 居宅介護サービス費区分支給標準額から、介護保険の月単位利用分(イ)を差し引く。(イ)						
(ア)	-	0	-	0	=	0 (イ)
3. 障害者制度居宅介護で対応すべきサービスの計算(イ)						
(イ)	-	0	=	0	(イ)	
4. (イ)の単位数を週単位数に変換する。(キ)						
(イ)	÷	4.33	=	0	(キ)	
5. 介護保険制度で対応する週サービス単位数の算出(ク)						
(キ)	-	0	=	0	(ク)	
6. (ク)から訪問介護以外(ロ)を差し引くと、介護保険訪問介護で対応すべき単位数算出される。(フ)						
(ク)	-	0	=	0	(フ)	
7. (フ)の単位数を超える範囲まで、プランのホームヘルプサービスから介護保険訪問介護で対応するものを選択する。						

別紙 障害者総合支援法ホームヘルプウィークリープランと支給量計算シートの作成手順

- 最初に基本的な週となる1週間を決めます。
- 障害者総合支援法ホームヘルプウィークリープラン（以下、障害プラン）に、サービス利用票と別表の内容を落とし込みます。
 - サービス利用票の「月間サービス計画及び実績の記録」にチェック「1」が入っているところの「提供時間帯」「サービス内容」を、計算表の1ページ月曜日から日曜日のそれぞれ該当箇所に転記して行ってください。

第0表
認定済・申請中

平成 年 月分 サービス利用票（兼居宅サービス計画）

居宅介護支援事業者→利用者

保険者番号	横井 太郎	居宅介護支援事業者名称	株式会社 HH	作成年月日	平成 年 月 日
被保険者番号	フリガナ	被保険者氏名		届出年月日	平成 年 月 日
生年月日	明・大・昭	性別	男・女	単位/月	平成 年 月 日から 前月までの 期間入所利用 日数

提供時間帯	サービス内容	サービス単位数	月間サービス計画及び実績の記録																														
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	合計	
8:00~8:30	身体介護1	1																															
11:00~12:30	身体1生活2	1																															
16:00~17:30	身体2生活1	1																															
18:00~18:30	身体2生活1	1																															
16:00~17:00	生活援助3	1																															
9:45~18:00	通所介護Ⅲ 34	1																															
	通所介護個別機能訓練加算Ⅰ	1																															
	通所介護入浴介護加算	1																															
	通所介護サービス提供制加算Ⅱ	1																															
	車椅子管与	1																															
	特殊適合食与	1																															
	特殊適合日用品与	1																															

障害者総合支援法 ホームヘルプウィークリープラン
(介護保険制度・障害者総合支援法)

対象者氏名 ()

居宅介護支援事業者氏名

介護支援専門員氏名

月		火		水		木	
時間	サービス	時間	サービス	時間	サービス	時間	サービス
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
計	0	計	0	計	0	計	0
障害者総合支援法で対応するサービス		障害者総合支援法で対応するサービス		障害者総合支援法で対応するサービス		障害者総合支援法で対応するサービス	

金		土		日		合計	
時間	サービス	時間	サービス	時間	サービス	サービス	単位数
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
~	~	~	~	~	~	~	~
計	0	計	0	計	0	計	(A) 0
障害者総合支援法で対応するサービス		障害者総合支援法で対応するサービス		障害者総合支援法で対応するサービス		内訳	
						訪問介護 (B)	
						訪問介護以外 (C)	
						選択した介護保険訪問介護単位数 (F)	
						介護保険で対応する訪問介護単位数 (F)	
						0	

※「時間内訳」欄には、身体介護・生活援助の実際のサービス提供時間を記入してください。(記入例 身0.5h/生0.5h)
 「障害者総合支援法で対応するサービス」欄には、障害サービス(居宅介護)で対応する一日の合計時間を記入してください。
 (記入例 身3h/家3h)

(2) 記入例を参考に、「時間内訳」に身体介護、生活援助の具体的な時間数を入力してください。

(3) 次に、別表のそれぞれのサービスの単位数を該当箇所に転記してください。

曜日ごとに入力していくと、自動計算で曜日の合計と (A) に数値が入ります。

第7表

作成年月日 年 月 日

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容種別	サービスコード	単位数	回	サービス単位/金額	施設外利用費を要する単位数	施設外利用費を要する金額	区分支給限度額を超過する単位数	区分支給限度額を超過する金額	施設内給費	身体介護(訪問介護)	訪問介護(訪問介護)	訪問介護(訪問介護)	訪問介護(訪問介護)
		身体介護1	1111	254	20	5080									
		身体1生活2	1142	394	16	7880									
		身体2生活1	1151	472	16	7552									
		身体2生活1	1151	590	4	2360									
		生3	1173	235	4	940									
		訪問介護合計				(23812)									
		通所介護Ⅲ34	1536	1045	4	4180									
		通所介護特別優待加算第1	1550	27		108									
		通所介護入浴介助加算	1553	50		200									
		通所介護サービス提供加算第1	1561	6		24									
		通所介護合計				(4512)									
		車椅子貸与	1710	600	1	600									
		特殊寝台貸与	1710	900	1	900									
		特殊寝台付属品貸与	1710	550	1	550									
		福祉用具貸与合計				(2050)									
		区分支給限度管理		合計											

種類別支給限度管理

サービス種別	施設外利用費を要する単位数	合計単位数	サービス種別	施設外利用費を要する単位数	合計単位数
訪問介護			短期入所生活介護		
訪問入浴介護			短期入所療養介護		
訪問看護			夜間対応型訪問介護		
訪問リハビリテーション			認知症対応型通所介護		
通所介護			認知症対応型共同生活介護		

障害者総合支援法 ホームヘルプウィークリープラン

(介護保険制度・障害者総合支援法)

対象者氏名 ()

居宅介護支援事業者氏名

介護支援専門員氏名

月				火				水				木			
時間	サービス	時間内訳	単位数	時間	サービス	時間内訳	単位数	時間	サービス	時間内訳	単位数	時間	サービス	時間内訳	単位数
～				～				～				～			
～				～				～				～			
～				～				～				～			
～				～				～				～			
～				～				～				～			
～				～				～				～			
～				～				～				～			
～				～				～				～			
～				～				～				～			
計			0	計			0	計			0	計			0
障害者総合支援法で対応するサービス				障害者総合支援法で対応するサービス				障害者総合支援法で対応するサービス				障害者総合支援法で対応するサービス			

金				土				日				合計	
時間	サービス	時間内訳	単位数	時間	サービス	時間内訳	単位数	時間	サービス	時間内訳	単位数	サービス	単位数
～				～				～					
～				～				～					
～				～				～					
～				～				～					
～				～				～					
～				～				～					
～				～				～					
～				～				～					
～				～				～					
計			0	計			0	計			0	(A)	0
障害者総合支援法で対応するサービス				障害者総合支援法で対応するサービス				障害者総合支援法で対応するサービス				内訳	
												訪問介護 (B)	
												訪問介護以外 (C)	
												選択した介護保険訪問介護単位	
												介護保険で対応する訪問介護単位 (F)	0

※「時間内訳」欄には、身体介護・生活援助の実際のサービス提供時間を記入してください。(記入例 身0.5h/生0.5h)
 「障害者総合支援法で対応するサービス」欄には、障害サービス(居宅介護)で対応する一日の合計時間を記入してください。
 (記入例 身3h/家3h)

3 週合計の単位数を計算し、週間合計単位数を入力します。また、(B)と(C)に、内訳を入力します。

※ 「夜間対応型訪問介護定期巡回サービス」は介護保険制度にしかないサービスですので、他の介護保険制度のサービス（訪問看護等）と同様に扱います。⇒(C)に入力します。

合計		
サービス		単位数
訪問介護		6959
デイ		1237
計	(A)	8196
内訳	訪問介護	(B) 6959
	訪問介護以外	(C) 1237
選択した介護保険訪問介護単位		4938
介護保険で対応する訪問介護単位 (F)		5141

4 障害者総合支援法によるホームヘルプの支給量計算シート（以下、計算シート）の(イ)を計算し、入力します。

(イ)ウィークリープランにおけるサービスの総単位数(月)										
(A)	×	4(週)	+	合計したときに最大単位数となる連続する3日間	=		【手入力】			
										(年間を通じて月あたりで最大となる単位)

※ 計算手順については、記入例を参考に算出してください。

【記入例計算式】 $8061 \times 4 (\text{週}) + (1972 + 1120 + 1120) = 36456$

5 「2 福祉用具貸与等」及び「3 地域密着型夜間対応型訪問介護（月単位分）」の月当たり単位数を入力します。合計は自動計算されます。

(ウ)福祉用具貸与等(居宅サービス計画書第3表の「週単位以外のサービス」ただし、恒常的に利用するサービスのみ)		
サービス名	月当たり単位数	計
車椅子貸与		0
特殊寝台貸与		
特殊寝台付属品貸与		
	【手入力】	
(エ)地域密着型夜間対応型訪問介護(月単位分)		
サービス名	月当たり単位数	
		【手入力】

6 利用者の居宅サービス区分支給限度基準額を、プルダウンメニューから選びます。

1.すべてのサービスの合計単位数が、居宅サービス費区分支給限度基準額を上回っているか。			
(イ)+(ウ)+(エ)=	0	> (ア)	0 【プルダウンメニュー】
(イ)+(ウ)+(エ) >	(ア)	…上乗せの対象になる。	
(イ)+(ウ)+(エ) <	(ア)	…上乗せの対象にならない。	

すべてのサービスの合計単位数が、居宅サービス区分支給限度基準額を上回っているかの確認をします。「上乗せの対象になる。」に該当したら、次へ・・・

「上乗せの対象にならない。」に該当したら、障害者制度居宅介護は使えません。

7 介護保険訪問介護で対応すべきサービスを障害プランから選んでいきます。

自動計算で数字が (F) に反映していますので、(F) の単位数を超える直前まで介護保険訪問介護を選んでいきます。

選び方は、次の8を参照してください。

6. (ク) から訪問介護以外 (C) を差し引くと、介護保険訪問介護で対応すべき単位数が算出される。(F)

$$\begin{array}{ccc}
 \boxed{6378} & - & \boxed{1237} \\
 \text{(ク)} & & \text{(C)}
 \end{array}
 = \boxed{5141} \text{ (F)}$$

合計		単位数
サービス		
訪問介護		6959
デイ		1237
計	(A)	8196
内訳	訪問介護 (B)	6959
	訪問介護以外 (C)	1237
選択した介護保険訪問介護単位		4938
介護保険で対応する訪問介護単位 (F)		5141

計算シートの (F) の単位数が、障害プランの (F) に自動反映します。

8 <介護保険訪問介護の選び方の原則としての取り扱い>

(1) 以下の介護保険訪問介護で対応すべきものを優先して選びます。	
①介護保険訪問介護の事業指定のみ受けている（障害者制度居宅介護の事業指定を受けていない）事業所が提供するサービス	
②サービス内容に「通院介助」の内容が入っている身体介護 ※ 障害者制度居宅介護では、通院の支援は「通院等介助・通院等乗降介助」となるため、介護保険訪問介護の身体介護と取扱いが異なります。通院の介助部分のみ障害者制度居宅介護で対応すると、支給量計算が煩雑となるため、このように取り扱います。 ※ 通院介助が入っているサービスは、分かるように印を付けてください。	
③障害者制度居宅介護で対応できない内容のサービス 例：「利用者とヘルパーで買い物に行く」「散歩同行」が入っている場合	
④「身体0」のサービス ※ 障害者制度居宅介護にないサービスのため、このように取扱います。	
(2) 介護保険訪問介護の「身〇生〇」といった形のサービスで、 <u>単位数が大きいものから優先に、介護保険訪問介護で対応するものを（F）の単位数を超える直前まで選んでいきます。</u> ※ 「身体〇生活〇」といったサービスが入っていない等の場合は、サービスのうち単位数の大きいものから優先に介護保険訪問介護で対応します。	
(3) 残った単位数内におさまるサービスがあれば、そのサービスも介護保険訪問介護対応分に含みます。	

※ 「介護保険訪問介護の選び方の原則としての取り扱い」では、対応できないケース等については、個別に各区高齢・障害支援課へご相談ください。

9 介護保険訪問介護で対応するサービスの単位数の合計数を計算して、障害プランの「選択した介護保険訪問介護単位数」に記入します。

計 (A)		8196
内訳	訪問介護 (B)	6959
	訪問介護以外 (C)	1237
選択した介護保険訪問介護単位		4938
介護保険で対応する訪問介護単位 (F)		5141

10 障害者制度居宅介護で対応するサービスの曜日別時間数の合計時間を障害プラン「障害者総合支援法で対応するサービス」に記入します。

計	1120
障害者総合支援法で対応するサービス	身0.5h

★お疲れ様でした。

ここまで作成していただいた障害プラン・計算シートをもとに、各区で決定を行います。